

令和2年度 第1回

大阪府国土利用計画審議会 会議録

日 時：令和3年1月21日（木）

午前10時～午前11時10分

場 所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪3階 「高砂の間」

議 題

【審 議 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について (農業地域)

【報 告 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について (森林地域)

【その他審議事項】

大阪府国土利用計画審議会条例にかかる運営について

【その他報告事項】

大阪府国土利用計画 (第五次) のP D C Aについて

令和2年度 第1回大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験のある者	加 我 宏 之	大阪府立大学大学院教授	出	会長
2		松 島 格 也	京都大学大学院准教授	欠	会長代理
3		塩 見 康 博	立命館大学准教授	出	
4		所 め ぐ み	関西大学教授	欠	
5		飛 田 哲 男	関西大学教授	出	
6		長 島 啓 子	京都府立大学大学院准教授	欠	
7		長 谷 川 路 子	追手門学院大学講師	出	
8		吉 田 長 裕	大阪市立大学大学院准教授	出	会議録署名委員
9		中 谷 清	一般社団法人大阪府農業会議会長	欠	
10		村 橋 真 理 子	大阪商工会議所女性会常任委員	欠	
11		栗 本 修 滋	大阪府森林組合代表理事組合長	出	
12		高 村 永 振	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出	
13	府議会議員	坂 上 敏 也	大阪府議会議員（維新）	出	会議録署名委員
14		三 橋 弘 幸	大阪府議会議員（維新）	出	
15		西 林 克 敏	大阪府議会議員（維新）	出	
16		上 田 健 二	大阪府議会議員（維新）	出	
17		中 谷 恭 典	大阪府議会議員（維新）	出	
18		富 田 忠 泰	大阪府議会議員（自民）	出	
19		須 田 旭	大阪府議会議員（自民）	出	
20		内 海 久 子	大阪府議会議員（公明）	出	
21	市町村長を代表する者	澤 井 宏 文	大阪府市長会会長	欠	
22	市町村長を代表する者	田 代 堯	大阪府町村長会会長	出	
23	大阪市長	松 井 一 郎	大阪市長	欠	

※ 委員23名中16名出席

令和2年度 第1回大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	森岡 武一	出	
2	都市整備部都市計画室長	田中 一史	出	
3	都市整備部都市計画室計画推進課長	南 健志	出	
4	都市整備部都市計画室計画推進課参事	鈴木 隆	出	
5	都市整備部都市計画室公園課長	村田 勝博	出	
6	都市整備部事業管理室事業企画課長	山野 光昭	※	臨時幹事:事業企画課長補佐 木村 佳英
7	都市整備部交通道路室道路整備課長	浅井 敏彦	※	臨時幹事:道路整備課長補佐 丸橋 尚司
8	都市整備部河川室河川整備課長	穴戸 英明	※	臨時幹事:河川整備課長補佐 矢野 定男
9	大阪港湾局計画整備部計画調整課長	灘 祐治	欠	
10	政策企画部広域調整室事業推進課長	佐田 剛清	出	
11	商工労働部国際ビジネス・企業誘致課長	前田 真一	出	
12	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課長	田中 俊行	欠	
13	環境農林水産部みどり推進室森づくり課長	赤井 俊夫	欠	
14	環境農林水産部農政室整備課長	笠原 秀紀	出	
15	住宅まちづくり部まちづくり戦略監	寺前 真次	出	
16	住宅まちづくり部住宅まちづくり総務課長	松本 恭幸	出	
17	住宅まちづくり部都市居住課長	日野出 俊夫	欠	
18	住宅まちづくり部都市空間創造室長	財部 祐介	欠	
19	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長	牧田 武一	欠	

※ 代理として任命した臨時幹事が出席

目 次

1 開会.....	1
2 署名委員の指名.....	4
3 審議案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域）」	5
4 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域）」	11
5 その他審議事項「大阪府国土利用計画審議会条例にかかる運営について」	14
6 その他報告事項「大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて」	16
6 閉会.....	30

1 開 会

午前 10 時

【司会】 ただいまから、令和 2 年度第 1 回大阪府国土利用計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めさせていただきます、都市計画室計画推進課の吉岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、現委員数 23 名のうち、16 名の委員に御出席をしておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本審議会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会にあたりまして、大阪府都市整備部長の森岡より御挨拶を申し上げます。

【森岡 都市整備部長挨拶】 おはようございます。大阪府都市整備部長の森岡でございます。本日はお忙しい中、国土利用計画審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の厳しい状況が続く中、府民の皆様には不要不急の外出自粛をお願いしている中ではありますけれども、本日の審議会、今後の圃場整備などに先立って必要となりますことから、先ほど説明がありましたように感染防止対策を徹底した上で開催をさせていただいております。

さて、都市整備部の使命としましては、インフラの整備、維持管理、活用を通じた「大阪、関西のさらなる成長」、そして府民の「安全・安心の

確保」の実現であり、本審議会でご審議いただきました「第五次大阪府国土利用計画」を上位計画としまして、様々な施策を推進しているところでございます。

本府といたしましては、今後とも2025年の大阪・関西万博など、「世界の中で躍動し、成長し続ける大阪」の実現を目指してまいりたいと思っております。

本日は、農業地域、森林地域の変更に伴います「大阪府土地利用基本計画」の変更について御審議いただきますとともに、本審議会の運営方法や「第五次大阪府国土利用計画」の進捗状況とその評価の在り方などについて、忌憚のない御意見を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、本日、御出席いただいております委員の皆様を御紹介いたします。

まず、学識経験者の委員の方々を御紹介いたします。

加我委員でございます。

【加我 委員】 加我でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 塩見委員でございます。

【塩見 委員】 塩見です。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 飛田委員でございます。

【飛田 委員】 飛田です。よろしくお願いいたします。

【司会】 長谷川委員でございます。

【長谷川 委員】 長谷川です。よろしくお願いいたします。

【司会】 吉田委員でございます。

【吉田 委員】 吉田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 栗本委員でございます。

【栗本 委員】 栗本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】 高村委員でございます。

【高村 委員】 高村です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 続きまして、大阪府議会議員の方々を御紹介いたします。

坂上委員でございます。

【坂上 委員】 おはようございます。よろしくお願ひします。

【司会】 三橋委員でございます。

【三橋 委員】 三橋です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 西林委員でございます。

【西林 委員】 西林です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 上田委員でございます。

【上田 委員】 上田です。お願ひします。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 中谷でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】 富田委員でございます。

【富田 委員】 富田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会】 須田委員でございます。

【須田 委員】 須田でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 内海委員でございます。

【内海 委員】 内海でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 次に、市町村関係といたしまして、田代委員でございます。

【田代 委員】 田代でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 御紹介は以上でございます。

なお、お配りしております委員配席表には、所委員の記載がございます

けれども、本日御欠席との御連絡をいただいております。

それでは、委員の皆様にお配りをしております資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧を御覧ください。

1点目、配付資料一覧及び委員配席表でございます。2点目、大阪府国土利用計画審議会条例及び規則でございます。3点目、議題及び委員・幹事名簿。4点目、資料1、令和2年度第1回大阪府国土利用計画審議会議案書。5点目、資料2、大阪府土地利用基本計画の変更について・説明資料でございます。

なお、議案説明時の「パワーポイントの表示画面」の印刷資料をお手元に配付させていただいております。漏れなどございませんでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第1項におきまして、会長が当会議の議長になると定められておりますので、加我会長に議事進行をお願いしたいと思います。

加我会長、よろしくお願いいたします。

【加我 会長】 おはようございます。本審議会の会長を務めさせていただきます、大阪府立大学の加我でございます。

何かと気を許すことのできない中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから令和2年度大阪府国土利用計画審議会の議事に入ります。

2 署名委員の指名

【加我 会長】 初めに、本日の会議録の署名委員を決めさせていただきます。

会議録の署名委員は、審議会規則第5条第2項の規定により、会長及び会長が指名する委員となっておりますので、誠に僭越でございますが、私から次のお二人の委員を指名させていただきます。

まず、学識経験者の委員からは吉田委員、また府議会議員の委員からは坂上委員をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

3 審議案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域）」

説明・質疑

【加我 会長】 では、改めまして、今回御審議をいただきます案件は、審議案件が1件、報告案件が1件、承認事項が1件、その他報告事項が1件と、合計4件となっております。御審議のほう、どうぞよろしくお願いたします。

まず、審議案件といたしまして、「大阪府土地利用基本計画の変更について（農業地域の拡大）」でございます。内容について、幹事に説明をさせます。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 都市計画室計画推進課参事の鈴木でございます。よろしくお願いたします。

大阪府土地利用基本計画の変更につきましては、第1号議案と報告案件がございますが、これらの説明に入る前に「国土利用計画」、「土地利用基本計画」の概要及び大阪府の現行計画について、御説明いたします。

まず、「大阪府国土利用計画（第五次）」でございますが、国土利用計画法第七条の規定に基づき、大阪府域における国土の利用に関して基本的な事項を定めるものであり、「将来ビジョン・大阪」など上位計画との整合等を図り、「大阪府土地利用基本計画」を定めるにあたって基本となる

ものであります。

また、都市計画区域マスタープラン等の関連計画は大阪府国土利用計画（第五次）と適合することとなっております。

一方、「大阪府土地利用基本計画」は先ほど御説明いたしました「大阪府国土利用計画（第五次）」を基本に策定しており、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの個別規制法の総合調整機能を果たす上位計画でございます。

大阪府土地利用基本計画は、計画書と計画図から構成されており、計画書に「土地利用の基本方向」としまして、土地利用に関する「基本理念」、「将来像と基本方針」、「原則」を記載するとともに、五地域区分が重複する地域における土地利用に関する調整指導方針を記載しております。

また、計画図には都市地域や農業地域など5つの地域の範囲を、5万分の1の図面で示しております。

5つの地域の指定の考え方につきましては、国土交通省が作成しました「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」に基づき、次のとおり定めております。

「都市地域」は、都市計画法に基づく「都市計画区域」に相当する地域、「農業地域」は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく「農業振興地域」に相当する地域、「森林地域」は、森林法に基づく「国有林」及び「地域森林計画対象の民有林」の区域に相当する地域、「自然公園地域」は、自然公園法に基づく「自然公園」に相当する地域、「自然保全地域」は、自然環境保全法に基づく「大阪府自然環境保全条例」による「大阪府自然環境保全地域」に相当します。

これらの考え方に基づき指定された5つの地域の規模は、現時点でお示ししている表のとおりでございます。

この図は、5つの地域の指定の状況を概念的に示したものでございます。大阪府はほぼ全域が「都市地域」となっているため、複数の地域区分が重複して指定されるエリアが生じます。

五地域が重複する地域については、調整指導方針の下、適正かつ合理的な土地利用を図ります。

現行の「大阪府土地利用基本計画」の概要につきましては、以上でございます。

それでは、議案書2ページの諮問にあたります、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」として、農業地域の拡大について御説明いたします。

「議案書」の4ページ及び「説明資料」の2ページ以降に記載の「整理番号1・四条畷農業地域の拡大」について、御説明いたします。

対象となる四条畷市の田原地区は、四条畷市の東部、奈良県生駒市と隣接する位置にございまして、農業地域を指定する区域を白枠で示しており、100ヘクタールを超える広大な地区となっております。

現況は生駒市側も含め農地を中心に土地利用をされており、西側には関西文化学術研究都市の市街地や生駒山系が広がっております。

当該地は生駒市側も含めて斜線部分が市街化区域、オレンジ色の部分が市街化調整区域となっております。このうち、赤色の部分に農業地域を重ねて指定するものでございます。

今回、農業地域を指定する区域の現状を写真でお示ししております。①は地区の北側から南側に向かって臨んでおり、農業用の道路を挟んで両側に農地が広がっております。②は地区の中心部の高台から見下ろしており、農地の周辺には住宅地が連なっており、農村集落が形成されております。③は地区の東側、生駒市側から田原地区を望んでおり、天野川沿いに農地

が広がっており、その奥に農村集落があります。また、写真右奥には四条畷市役所の田原支所があり、その奥には農業協同組合もございます。④は地区の南側にある仙女橋から北に向けて見ております。天野川と道路に挟まれている狭い箇所においても営農されております。このように地区内には住宅等も見られますが、農業と調和が図られており営農に適した環境となつてございます。

農地の再整備を行うなど、農業の振興と農地の保全を図るために「農業地域」を114ヘクタール拡大するものでございます。今後の手続は、本審議会でお諮りした後、本年3月に大阪府農業振興地域整備審議会に諮り、5月頃に大阪府が農業振興地域整備基本方針を改定、夏から秋頃に農業振興地域の指定を行う予定でございます。

農業地域の拡大に係る本土地利用基本計画の変更については、農業振興地域の指定と併せて行うこととなります。その後、四条畷市によりまして農業振興地域整備計画及び農用地利用計画が策定され、農用地区域が指定される予定でございます。

本案件の変更によりまして、「説明資料」の1ページの総括表にございますとおり、「農業地域」は114ヘクタール拡大し3万2,532ヘクタールとなります。

なお、御説明させていただきました変更（案）につきましては、四条畷市とも調整済みでございます。

第1号案件の説明は、以上でございます。

【加我 会長】 では、ただいまの説明につきまして、御意見・御質問をお受けしたいと思います。

御質問等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【塩見 委員】 もしかしたら、ちゃんと理解しておくべきことなのかもしれないのですが、こういうふうに農業地域に編入されることによってどのような制約が出てくる、あるいはどういう形でこれが効力として発揮されていくのか、ということについてお知らせいただけますか。

【加我 会長】 幹事、いかがですか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 計画推進課参事の鈴木でございます。よろしくお願ひします。

まず、農業地域とは農業振興地域のことでございますが、農地だけではなくて集落等生活に必要なエリアも一体的にゾーニングするというようなものでございます。農業振興地域に指定されますと、国の補助事業でございます農業生産基盤整備事業等の対象となる一方、市町村が農用地区域を指定することにより、農地転用の制限あるいは開発行為の制限といった措置が取られることとなります。

簡単ですが以上でございます。

【加我 会長】 ありがとうございます。

今般、大阪府土地利用基本計画として、まずは農業地域を拡大すると、その後、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて農業振興地域の指定がなされ、さらに整備計画が策定されます。その上で農用地を指定して、農業振興地域だけのところと農用地のところができ、2つは規制内容が異なってきます。農用地では、良好な生産環境を担保する上で農業関係の補助が多くなされることになると思います。

ほかにございませんでしょうか。

ちょっと私のほうから、ここ近年、農業地域の拡大はあまり聞かなかつたような気がしますが、ここ近年の府下における土地利用基本計画として農業地域の拡大はどのような状況になっているのでしょうか。

【幹事 笠原農政室整備課長】 環境農林水産部農政室整備課の笠原でございます。

今の御質問でございますけれども、農業地域の編入ということでございますが、平成30年に茨木市のほうで67ヘクタール編入してございます。その以前となってくると、平成8年の八尾市まで飛んでしまいます。農業地域の拡大は以上でございます。

【加我 会長】 ありがとうございます。

後ほども出てきますが、P D C Aでいきますと、農地の減少ということがありますが、一方で固まったところが新たに、ここ近年、農業地域として拡大をしていくという動きもあるということでございます。

ほかにもございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【内海 委員】 すみません。府議会議員の内海です。

関連しまして、今、この農業地域に拡大することによって、国の補助金とかそういうのも、これから考えられると思うのですけれども、具体的なことで例えばどういう補助制度があるのかということと、あと市にとっても大変こういう形でメリット性もこれから期待があると思いますけれども、こうした中でおおよそスケジュール感、市にとってもある程度これから計画を立てていく中で、どんな今後のスケジュール感が予想されるのかを教えてくださいたいです。

【加我 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 笠原農政室整備課長】 農政室整備課の笠原でございます。

今の御質問ですけど、まずは農業地域に編入していただいて、その後農業振興地域の指定をして、その後、四条畷市さんのほうで農用地区域の設定ということになります。先ほど御答弁ありましたように、国の補助金を

活用するとなりますと、農業振興地の農用地が何ヘクタール以上という事業の要件がございますので、その農用地の設定以降に事業展開していくということになります。

ちなみに、今ここまで我々、大阪府の都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例で、地域に入って今後どんな農地に促進しようかということをお話している中で、先ほどの図面の北の下田原というところになりますけれども、圃場整備事業、いわゆる農地の区画を大きくしていこうということで、農業の生産の効率を高めていこうというような事業を取り組んでいこうということで、地元とお話しているという状況でございます。

以上でございます。

【加我 会長】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほか御質問等ございませんでしょうか。

それでは、御意見・御質問がないようですので、表決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、いただきましたのは、いずれも御質問ということだったかと思いますが、本議案を原案どおり承認するということに御異議ございませんでしょうか。

『異議なしの声』

【加我 会長】 ありがとうございます。

御異議がないようですので、本件については原案どおり可決いたします。

4 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について（森林地域）」

説明・質疑

【加我 会長】 次に、報告案件でございます。

報告案件としまして、大阪府土地利用基本計画の変更、今度は森林地域の縮小について報告がございます。内容について、幹事に説明させます。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 それでは、報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更」としまして、森林地域の縮小について御説明いたします。

森林地域の縮小案件としましては、茨木市域に4箇所、高槻市域に1箇所でございますが、案件の説明に先立ちまして、森林法に基づく林地開発許可と今回の案件との関係について御説明いたします。

「森林地域」における開発、いわゆる林地開発につきましては、「斜面崩壊や水害・災害に対する防止対策」「下流域の水の依存地域における水の確保」「開発地周辺の環境悪化防止のための残置森林の確保」など、「森林法」に定められました4つの審査基準を満たしているものについて、開発を許可しなければならないと定められております。

また、林地開発許可後、縮小すべき区域については完了確認をもって確定し、土地利用基本計画を変更することとなることから本審議会における「森林地域」の変更の取扱いについては、平成22年度第2回の本審議会におきまして「報告案件」として取扱うことと整理させていただいております。

今から御説明する5案件につきましては、開発の完了を確認しておりますことから、本審議会に報告し、これをもって「土地利用基本計画」を変更するものでございます。

それでは、報告案件である「森林地域の縮小」の5案件について、御報告させていただきます。

「議案書」7ページから10ページ、及び「説明資料」の3ページから8ページに記載の「整理番号2から4・茨木森林地域1から3の縮小」について、新名神高速道路の新築工事として関連のある案件ですので一括で

御説明いたします。

対象となる茨木市の千提寺地区に位置する茨木森林地域1は、茨木市の中部、新名神高速道路『茨城千提寺インターチェンジ』付近に位置しており白枠で示しております。当該地は緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。この変更で森林地域を36ヘクタール縮小します。

続きまして、対象となる下音羽地区に位置する茨木森林地域2は、新名神高速道路『茨城千提寺インターチェンジ』から高槻市側へ向かい、竜王山トンネルを抜けた先に位置しており白枠で示しております。当該地は緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。この変更で森林地域を6ヘクタール縮小するものでございます。

続きまして、対象となる車作地区に位置する茨木森林地域3は、先ほど御説明いたしました、茨木森林地域2の東側に位置しており白枠で示しております。当該地は緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。この変更で森林地域を6ヘクタール縮小します。西日本高速道路株式会社による新名神高速道路及び『茨木千提寺インターチェンジ』の新築整備等の完了に伴い、3案件合わせまして「森林地域」48ヘクタールを縮小するものでございます。

続きまして、「議案書」11ページ及び「説明資料」の9ページに記載の「整理番号5・茨木森林地域4の縮小」について御説明いたします。

対象となる彩都もえぎ地区に位置する茨木森林地域4は、「国際文化公園都市」通称「彩都」事業におけます東部地区の南端に位置しており、白枠で示しております。当該地は緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。土地区画整理事業による事業用地整備の完了に伴い、「森林地域」を19ヘクタール縮小します。

続きまして、「議案書」12ページ及び「説明資料」の10ページに記載の「整理番号6・高槻森林地域の縮小」について御説明いたします。

対象となる高槻安満御所の町地区に位置する高槻森林地域は、名神高速道路の『高槻ジャンクション・インターチェンジ』の東側に位置しており白枠で示しております。当該地は緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤色の部分を縮小するものでございます。高槻東道路の整備の完了に伴い、「森林地域」を2ヘクタール縮小します。

これら5案件の変更によりまして、「説明資料」の1ページの総括表にございますとおり、森林地域は69ヘクタール減少し5万5,211ヘクタールとなります。

なお、御説明させていただいた変更につきましては、茨木市及び高槻市に意見照会したところ異議はございませんでした。

説明は以上でございます。

【加我 会長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問はございませんでしょうか

よろしいでしょうか。

本案件は、報告案件でございます。また、森林法に基づく審査基準を満たした林地開発許可を行い、その後、一定状況がわかったということで完了確認をもつての区域の変更になります。

御意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。

では、特にないようでございますので、本日報告しました案件について、直ちに必要な手続を進めさせることとします。

5 承認事項「大阪府国土利用計画審議会に係る運営について」 説明・質疑

【加我 会長】 では、次に承認事項として「大阪府国土利用計画審議会に係る運営」について幹事より説明させます。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 それでは、承認事項でございます。

「大阪府国土利用計画審議会に係る運営」について御説明いたします。

前方のスクリーンを御覧ください。先ほど、報告案件として報告させていただきました「土地利用基本計画の森林地域の縮小」につきましては、林地開発許可後、縮小すべき区域について完了確認をもって確定し、本審議会において土地利用基本計画を変更することとなっております。

そのような経過から、本審議会における「森林地域」の変更の取扱いにつきましては、平成22年度第2回の本審議会におきまして「報告案件」として取扱うことと整理させていただいております。

こうした中、平成29年4月の国土交通省国土政策局の「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」におきまして、「土地利用基本計画の総合調整の機能に支障を来さない範囲で、一定の事項に関しましては書面による議決や審議会の長による専決とすることを許容」できるとのことがございます。森林地域の縮小のみの報告を行う場合は書面での報告とさせていただきたいと考えております。

また、同指針におきましては、「このような運用を円滑に行うため、審議会の構成員から承認を得ておくことが望ましい」とのことから、今回の審議会において委員の皆様方から承認を得るものでございます。

書面報告となった場合には、書面の郵送等により委員の皆様方全員に報告することといたします。なお、この書面報告は、大阪府国土利用計画審議会条例第5条に基づく会長が召集する会議には当たらず、議事は発生しないことから委員報酬の支給はしないこととさせていただきたく考えてお

ります。

最後になりますが、ただいま御説明させていただきました本審議会に係る運営について御承認いただけましたら、次回の審議会までに条例改正等の必要な手続を進めてまいります。

以上でございます。

【加我 会長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございませんでしょうか。

本審議会は、大阪府の土地利用基本計画の総合調整の機能を果たすという非常に重要な審議会になってございますけれども、そうした場合、今日もございましたけれども、森林地域の縮小の報告のみの開催となる場合というときで書面報告ができるようにしておきたいということがございます。

このような感染症の中でということもございますので、極力集まることの必要のない場合にはということで御提案でございます。

よろしいでしょうか。では、御意見・御質問がないようですので表決に入ります。

本承認事項を説明内容のとおり、承認することに御異議ございませんでしょうか。

『異議なしの声』

【加我 会長】 ありがとうございます。では、御異議がないようですので承認します。

6 その他報告事項「大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて」 説明・質疑

【加我 会長】 では、次第に基づきまして、その他報告事項に入ります。

す。

次に、大阪府国土利用計画（第五次）の評価について報告がございます。内容について、幹事に説明させます。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 続きまして、報告事項としまして、昨年度も御議論いただきました、「『大阪府国土利用計画（第五次）』のP D C Aについて」御説明いたします。

「大阪府国土利用計画（第五次）」は、先ほども御説明いたしましたが、「大阪府土地利用基本計画」の基本となるもので、国土利用計画法第7条の規定に基づき、大阪府域における国土の利用に関して基本的な事項を定めるものでございます。大阪府では平成29年3月に策定しております。

先ほど御審議いただきました、大阪府土地利用基本計画が「5地域の区分」やそれぞれの地域が重複したときの土地利用の調整等に関する方針を定めているのに対し、大阪府国土利用計画は土地利用の将来像や基本方針、土地利用区分に応じた区分ごとの目標面積を定めております。

土地利用区分は、「農地」「住宅地」など9つの区分に分け、それぞれの土地利用区分ごとに方向性と目標年次の面積を定めております。

また、国土利用計画では計画の進捗状況を把握し、点検・評価・改善を行うなど、P D C Aサイクルに沿った施策を推進することとしています。なお、第五次計画より、単に面積の増減だけをモニタリングし評価を実施するのではなく、面積以外の様々なデータも見ながら質的な観点も含めて、総合的に評価していくこととなっております。

こうした質的評価につきましては、平成27年8月策定の全国計画（第五次）におきまして、「各種の指標等を活用」とされたことや大阪府国土利用計画審議会部会におきましても「面積以外での評価も検討すべき」との御意見をいただいたことから、大阪府国土利用計画（第五次）でも位置

づけており、質的状況等の把握、考察を行ってまいりました。

なお、来年度は計画期間である2017年から2027年の中間年に当たりますことから、中間評価を実施したいと考えております。今年度は、さらに効果的・効率的なモニタリングを実施するため、関連指標の内容の充実を図り、質的評価の実施を行ってまいりたいと考えております。

質的評価におきましては、丸印の農地、住宅地、工業用地、商業・業務施設等用地、森林の5つの土地利用区分についての質的評価を実施することとし、本日はそれぞれの面積の推移と質的評価について御報告いたします。

まず、農地の面積の推移でございます。

最初ですので、グラフの説明をいたします。破線が進捗管理値であり、これは計画策定時に各年次において按分により算定し定めたものでございます。また、実線は実績値でございます。

表内の数値は1行目が進捗管理値、2行目が実績値、3行目が進捗管理値と実績値の差、4行目が実績値の前年差でいずれも単位はヘクタールでございます。

面積では、令和元年実績が1万2,692ヘクタールと進捗管理値を若干下回り、また平成30年から令和元年では131ヘクタール減少しております。なお、農地の面積状況につきましては、市街化区域・市街化調整区域、生産緑地についてもお示しする予定としております。

次に、農地の質的評価でございます。

方向性が保全であることから、「①多様な担い手の確保」から「⑤特定生産緑地の指定」までを施策としております。例えば、施策の一つでございます「多様な担い手の確保」であれば、「新規就農者数」や「企業参入数」としておりますが、両者とも実績が目標値を超えてございます。

また、今回、市街化調整区域内農地の中で、原則、農地転用が認められない農地として市町村が指定する「農用地区域内農地面積」を追加しております。一方で都市農地である生産緑地の2022年問題の実態把握の参考とするため、「特定生産緑地指定面積」を追加しており、今後の指定面積の把握状況を見ながら適切な時点で質的評価を行いたいと考えてございます。

なお、新規指標である「農用地区域内農地面積」につきましては、農地全体の面積が減少傾向ではございますが、最も保全すべき農地として平成25年以降増加し、保全が図られております。また、先ほど御審議いただきました四条畷農業地域の拡大により、さらに増加する見込みであることから、今後とも保全が図られていくものと考えております。

次に、住宅地の面積の推移ですが、令和元年が3万5,195ヘクタールであり、おおむね進捗管理値どおりでございます。

次に、住宅地の質的評価でございます。

方向性が「必要面積を確保」であることから、「⑥住環境の維持・推進」と「⑦空き家等の利活用など」を施策としております。

この中の一例としまして、1住宅当たりの延べ床面積を見ますと、延べ床面積が増加傾向であり、住宅ストックの質的改善が図られていると考えております。

続いて、住宅地の施策として「⑧住宅ストックの不燃化、耐震化促進」を設定しております。この中の一例として、「住宅の耐震化率」を見ますと増加傾向であり、住宅の耐震化は進んでいると考えてございます。

今回特に、木造密集市街地など防災上の課題を有する地域において指定が促進されております、「防火・準防火地域指定面積」を新たに指標として追加しております。

なお、防火・準防火地域指定面積は増加傾向であり、建物の不燃化など災害に強い都市の形成に向けた取組が進んでおります。

次に、工業用地の面積の推移でございます。

面積では、令和元年実績が4,531ヘクタールと進捗管理値を若干下回っております。

次に、工業用地の質的評価です。

方向性は現状維持であることから「⑪幹線道路沿道やベイエリアでの企業立地促進」を施策としており、府内新規工場立地面積で評価をいたします。令和元年の経済産業省の工場立地動向調査によりますと、ここ数年増加傾向となっており、新規立地は進んでいるものと考えられます。

次に、商業・業務施設等用地の面積の推移でございます。

面積では、令和元年実績が2万1,988ヘクタールとおおむね進捗管理値どおりとなっております。

次に、商業・業務施設等用地の質的評価でございます。

方向性は「必要面積を確保」であることから、「⑫幹線道路沿道での立地促進など」を施策としております。なお、「商業・業務施設等用地」につきましても、「宅地」面積から「住宅地」と「工業用地」の面積を除いたものと定義されておりました。関連指標ではなく「商業・業務施設の立地事例」をお示ししていきたいと考えております。

最後に、森林の面積の推移でございます。

令和元年度実績が5万6,937ヘクタールであり減少傾向ではありますが、想定値に比べ抑えられている状況となっております。

次に、森林の質的評価でございます。

方向性は「保全」であることから、「⑨保安林、自然公園地域の指定」と「⑩林地開発許可制度の適正運用」を施策としております。これまで森

林の質的な指標はお示ししておりませんでした。土地の形質変更行為等の規制があり、より保全が担保される森林の状況を見るため、新たに「保安林面積」を追加しております。また、林地開発許可の後、開発が完了すれば確実に森林面積が減少することから、今後の森林の減少傾向を把握する上で有効となる「林地開発許可面積」を追加しております。

これらの質的評価として森林面積全体は減少傾向にありますが、保安林面積は平成25年から令和元年の間で約200ヘクタール増加しており、「保安林」は保全されていると考えております。また、林地開発許可面積については、年度により道路の造成や事業場の造成など開発によりばらつきがある傾向はございますが、数年先の減少面積の把握の参考にしたいと考えております。

最後になりますが、今回のまとめとしまして、来年度の中間評価に当たり、本日御説明しました9つの土地利用区分ごとの面積と質的評価により、総合的に計画の点検・評価を行い、必要に応じ各種施策等に反映させてまいります。

説明は以上でございます。

【加我 会長】 では、中間報告に向けてのチェックと評価についての御説明でございます。ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等を受けたいと思います。

御意見・御質問等はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【西林 委員】 説明ありがとうございました。

パワーポイントの10ページの農地の質的評価というところなんですけれども、この農用地域内農地面積を出していただいているんですけれども、一定保全が図られているということなんですけれども、これは耕作面積と一致

しているのでしょうか。それとは全く違うことなのでしょうか。単なる農地でペンペン草が生えているようなものも含めて、ということなのでしょうか。教えていただけたらと思います。

【加我 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 計画推進課参事、鈴木でございます。

農用地区域内農地というのは、国土利用計画で言う農地と同じで、純粋な農地だけということでございます。ただ、今先生がおっしゃったように、そういう荒廃地があるかどうかというのは、今後よく調べていかないといけないというふうに思っております。以上です。

【加我 会長】 私のほうから確認ですが、この農地面積は遊休農地を含まない農地面積ではありませんか。そのペンペン草とおっしゃっているのは不耕作地であったり、遊休農地だと思いますが、その実態をつかんでいるのではないのですか。

【幹事 笠原農政室整備課長】 遊休農地化していて、農地を外したものは外れてますけども、耕作をしていない農地というのにも含まれています。

【加我 会長】 今やっているのは土地利用区分ごとに、その土地が住宅地だったのに空き地になってしまっている、その土地が住宅地で空き家でお住まいになっていない、住宅地が住宅地として健全に土地利用がなされていないことのチェックをしていると思います。土地利用区分では住宅地になっていますが、その上の土地利用が適正になされているかどうかを見るのが質的評価だと思います。そういう面で考えますと、この農地も、農業委員会をはじめとして、特に農用地の場合には農業パトロールという形で耕作地の耕作状況の調査をされていると思います。できればそういったことも御報告いただけたければ、農地が本当に農地としてあるのかの確認ができ、質的評価になると思います。今後、御検討いただけたらと思

ます。

すみません。西林委員、よろしいでしょうか。

私も気になりまして、農用地域内の農地面積は、農用地の新たな指定によって増えていますというようなことですので、農業地域が拡大すると農地面積は増えていくこととなります。農用地域内の農地がどれだけ健全なのかということの割合で示す方が、その農地の適正な利用ということが見えるかと思しますので、今後、工夫していただけたらと思います。

ほかにございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【飛田 委員】 今の農地の関連するところですけども、パワーポイントの9ページに関連指標として新規就農者数とか企業参入数とありますけれども、これは例えば離農者数というのも、カウントをもしされているのであれば入れていただけたらなと思います。高齢化で農業をやめる方が増えてますというニュースを聞いたりしますので、どれだけ減ってどれだけ増えたのかというのが見れば指標になるのかなと思います。

【加我 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 計画推進課参事、鈴木でございます。

今、先生のほうから離農者数を把握すればどうかという御意見をいただきました。今後のPDCAの参考にさせていただければと思っておりますので、対応については事務局のほうで検討させていただきます。よろしくをお願いします。

【加我 会長】 はい、追加でお願いします。

【幹事 笠原農政室整備課長】 農政室整備課の笠原でございます。

手元の資料としまして農家戸数のデータがございまして、5年ごとに農業センサスというものをとっておりますので、その資料がございまして

で平成27年は2万3,983戸、令和2年度にまた調査をかけておりました、これの最新値といいますか、まだ補正が出てくるかもしれませんが、けれども2万815戸ということになってございます。

【加我 会長】 ありがとうございます。

総農家人口を今後見ながらということだと思いますので、資料を充実していただければと思います。

そういう意味でいきますと、農家人口は減っていて新規就農者はそれを補うことができてない、人数で見るとそうかもしれません。一方で新規就農者や企業参入者は、1人当たりの耕作面積が大きいのではないかと思います。今まで2,000平米ぐらいの耕作されている方が農業をやめられて、一方で、新規参入者が1ヘクタールぐらいの耕作をされると、耕地面積は増えることになると思います。人数だけではないかと思いますので、この辺の動態も見ていただけたらと思います。

ほかございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【塩見 委員】 商業・業務施設等用地面積ですけれども、質的な指標として幹線道路沿道での立地促進、質的な指標にしているということは、この事例が多くなれば良好だというふうに考えられているのだと思うのですけれども、近年はコンパクト・プラス・ネットワークということで集約的な土地利用を促進していくという方向性がある中で、なぜこの幹線道路沿道での立地促進を質的指標として選ばれているのかについて、御説明いただければと思います。

【加我 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 計画推進課参事、鈴木でございます。

コンパクト・プラス・ネットワークというのは、現在まちづくりの中心

に捉えております施策の一つでございます。一方で幹線道路沿道での立地促進といいますのは、主に第二京阪沿道でありますとかインターチェンジにおきまして、最近物流施設がかなり立地しております。そういったものを紹介しようというのが主眼でございます。それ以外にもちょっとあるのかもしれないですけども、今のところ想定しているのはその辺りであるということでございます。以上です。

【塩見 委員】 表記方法がちょっとイメージされるものと若干違うんですよね。だから機会があれば表記方法についても見直しされた方がいいかもしれないですね。以上です。

【加我 会長】 ここでは商業施設に業務施設を含みますが、幹線道路沿道での立地の一方で、中心市街地と言われているところはどうかしているのかも見ておく必要があると思います。新規に立地したところと既成市街地の両輪でなければ適正な土地利用の評価はできないと思います。

ほかございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【吉田 委員】 すみません。2点あります。

まずは、今回御説明いただいたP D C Aサイクルの中で、土地利用の将来像というのが基本的に国土利用計画にあるということなので、まずそれがどういったものなのかといったところを少し説明していただけますでしょうか。

それからこういった土地利用に関しては、各市町村が都市計画に関連するマスタープランをつくっていらっしゃると思いますが、それらとの整合性はあるのか、加えて、そもそも計画が策定されているのか、ということです。また、その中身においても先ほどもありましたとおり、例えば立地適正化であるとか、そういったことが将来に向けてどういう方向性に進ん

でいるのかということと、府の土地利用全体の将来像と共有されているのかどうか。府と市町村の土地利用に関わる計画体系の関係がどういう状況にあるのかそもそもわからないので、これらの進捗管理の数字をどう判断していいのかというのが難しい状況かと思えます。その辺りをまず示して頂くと、議論がもう少し活発になるんじゃないかなということを期待しています。それからもう一つは、今回のように面積、目標値というのがあるわけですが、確か大阪で言うといくつかのブロックがあってその中で見ていきますと、必ずしもそれぞれの今回お示ししていただいたような数字が全て改善しているわけではなくて、むしろ悪化しているようなところもあるのではないかと思います。ですので、こういったところを示して情報を共有していかないと、市町村へのメッセージとともに、目標像を達成するということに進んでいかないのかなというふうに思います。その辺りについて、P D C Aの進め方も含めて、御検討いただきたいと思っています。以上です。

【加我 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 計画推進課参事、鈴木でございます。

前面のスライドを見ていただけますでしょうか。まず、国土利用計画でございますが、この下位に関係計画、都市計画区域マスタープランというのがございます。これは国土利用計画に適合する形で、都市計画区域マスタープランを策定するという形になってございます。先ほど、先生のほうから、御質問がございました将来像でございますが、国土利用計画を見ますと3つの将来像というのがございまして、例えば将来像1でしたら「にぎわい・活力のある大阪」、将来像2でしたら「みどり豊かで魅力ある大阪」、将来像3でしたら「安全・安心な大阪」というのがございます。

これらの方針的なものは、都市計画区域マスタープランのほうにはほぼ反

映されてございます。この都市計画区域マスタープランの内容は、市町村が策定されます市町村マスタープランのほうに反映されると、反映といえますか即するという関係性になってございます。

あと、立地適正化計画についての御質問でございます。立地適正化計画というのは、人口減少下におきまして駅前等のいわゆる地域の生活拠点に、居住あるいは都市機能を集積し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークを実現していこうというものでございます。

現在のところ43市町村中18市が、立地適正化計画を策定していただいているところでございます。コンパクトシティ・プラス・ネットワークを実現していく、さらには防災面においても、防災指針の検討というのが法改正で検討するようにと位置づけられたところでもございますので、そういった2つの面からでもすごく意味があるというふうに考えてございます。

最後に先生からございましたのが、エリアごとに分析するのはどうかという御質問であったかと思えます。国土利用計画におきましては、一義的に大阪府域を一体で見て分析評価するということをしてございますが、先生御指摘のとおり、大阪府は4つの都市計画区域があり北部・東部・南部・それから大阪市域というものでございます。そういったところに分けて評価するというのも、いいのではないかというふうに考えておりますので、今後のPDCAの検討過程の中で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

【加我 会長】 よろしいでしょうか。

最初にお示しいただきました図にもありますが、国土利用計画が上位計画になって、都市計画区域マスタープランが策定されることになっていま

す。都市計画区域マスタープランは大阪府域全域のことになり、その下に市町村マスタープラン、いわゆる都市計画マスタープランがあることになりませんが、上位計画が下位の計画にうまく反映されていたら確かに調整はできていることになると思います。私は緑地計画を専門にしていますので、各市町村でみどりの基本計画の策定に関わらせていただくことが多いです。そのときに大阪府の広域緑地計画、現在は、みどりの大阪推進計画とありますが、市町村のみどりの基本計画の検討の際にみどりの大阪推進計画との整合を図りながら進めていくこととなります。しかし、つついその地域のことを中心に考えて、検討を進めてしまうこともあると思います。もう一度、大阪府の国土利用計画と都市計画区域マスタープラン、さらに各市町村の都市計画マスタープラン、また、近年ですと各市の立地適正化計画との整合がはかられているかといった点でそれぞれを検証すると、新たな課題が見つかってくるかもしれません。

ほかにございませんでしょうか。

ちょっと細かなことで、私のほうから1点教えてほしいのですが、15ページの工業用地面積の進捗管理値と実績値で平成30年度に工業用地が一旦、大きく減っています。各市の状況を見ていますと、用途地域の準工業地域で、もともと工場だったのに住宅になってといることをよくみかけます。平成30年度に工業用地がどこでどんな風にして減って、令和元年になると増加していますが、これは、どこかで大きな工業用地の立地があったのかと思います。このあたりの動きは、どのようなことになっていますか。もし御存知のことがあれば、お教えてください。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 計画推進課参事の鈴木でございます。

単年度の分析は、現在のところはしてございません。中間年次あるいは最終年次という一定の期間を置いて、評価をしていこうというスタンスで

おりますので、次の中間評価でお答えできるようにしたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

【加我 会長】 ありがとうございます。大きなトレンドでとしての変化を捉えながら、その変化がどのようにしておこっているのかも見ていただけたらと思います。

【長谷川 委員】 土地利用の適切性を質的に評価するといったときに、どこまで話が入るのか、ちょっとよくわからないのですが。例えばさっき会長がおっしゃったように、住宅地に指定されているのに本当は住宅ではなくて空き家になっていて有効に活用されていないという場合も、適切性に欠けると思うのですが、もう1個、土地が有効に活用されているかということを考えるのであれば、農地とか工業地とか商業地は、やっぱり経済活動にとっては一つの資産と言うか経済活動をする上での資源ですので、せっかく土地は広くなったのに生産額は落ちているとか、取引額、販売額が落ちているとかではちょっと残念な結果だと思うので、そういった経済活動的な側面から質的な評価をするというのも一つの方法なのかなと思いました。

【加我 会長】 ありがとうございます。

幹事、いかがですか。

【幹事 鈴木計画推進課参事】 計画推進課参事、鈴木でございます。

今、委員のほうから、単に土地が増えている減っているだけではなく、経済活動の面から質的な評価を見ればどうかという御質問でございました。

非常に重要な視点だと考えてございますが、また一方、国土利用計画でどこまでやるかという議論もございます。事務局のほうでじっくり検討させていただければと考えてございます。よろしく申し上げます。

【加我 会長】 ありがとうございます。

適切な土地利用がなされているということは、適切な経済活動が行われていることになると思いますので重要な視点だと思います。この辺りも見ていただければと思います。

ほか、御意見ございませんでしょうか。

では、ほかに御意見等ないようですので、本日の報告案件に対しまして、今日いただいた意見を踏まえて中間報告に向けて作業のほうを進めさせていただきたいというふうにお願いをしまして、事務局のほうで検討を進めさせていただきます。

では、以上で本日の全ての審議を終了いたしました。本日御審議いただきました議案については、直ちに事務局において必要な手続を進めさせていただきます。

委員の皆様方には、円滑な議事の進行また大変貴重な御意見を賜りましてありがとうございました。

では、事務局にお返しします。

7 閉会

【司会】 御審議ありがとうございました。

本日の御審議を踏まえまして、大阪府におきまして必要な手続を進めてまいります。

それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回大阪府国土利用計画審議会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午前 11時 10分